○農林水産省告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市伊香立上龍華町字奥出四三三、四四三、四四四、四四四の一、四四七、四四八、四五六、四六五から四七二まで、字脇谷五九〇、五九一、字滝ケ谷五九三、五九四、五九六、五九八、六〇四、六〇八、六一二、六一三、六一六、六一八、六一九、字坊ケ谷六〇九、六一〇、六一五の一、六一五の二、六二五から六二八まで、六三二から六三五まで、六三七、六三九、字大釜ケ谷六四一、六四五から六四七まで、字平谷六六五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県鎌倉市材木座六丁目八四九の四、八四九の三二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び鎌倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町平山字向山一一六八の四、一一六八の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区鳥屋字平戸二四七四の一、二四七五、二五〇一、字熊久保二五一八、字大沢入二七二七（次の図に示す部分に限る。）、二七三八から二七四一まで、二七四二（次の図に示す部分に限る。）、二七四三、足柄上郡山北町川西字平山二二三二の一、二二三三から二二三五まで、二二三七、二二三八（次の図に示す部分に限る。）、二二三九、二二四〇、二二四五から二二五四まで、二二七三から二二七五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁並びに相模原市役所及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市北浦町三川内字白樫窪六一五一の一、北川町川内名字竹ノ谷山一九七八の一、一九八〇の一、大峡町七九六七の三、七九六八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字白樫窪六一五一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字江代字扇原二八二九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂本字平仁田一一六五、一一六九、一一七〇、字熊図一二一一の二、一二二七、字平仁田一一七八・字熊図一二一八の一・一二一八の二・一二二二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平仁田一一六五・一一七〇・一一七八・字熊図一二一八の一・一二一八の二・一二二一の二・一二二二・一二二七（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）